

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【企業局】

- 岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程
- 岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程

（以上県例規集掲載）

総務企画課

〃

目次

担当課（室）

◎岡山県企業管理規程第一号

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

岡山県公営企業管理者 佐藤 一雄

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程（昭和二十九年岡山県営電気事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中

局長	次長
三種	四種

を

局長	次長 参与
三種	四種

に改める。

附則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

◎岡山県企業管理規程第二号

岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

岡山県公営企業管理者 佐藤 一雄

岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程

岡山県企業局職員就業規則（昭和四十二年岡山県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第十条を次のように改める。

（正規の勤務時間外の勤務）

第十条 管理者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、職員に正規の勤務時間外に勤務することを命ずることができる。

2 前項の規定により正規の勤務時間外の時間に勤務することを命ずることができる時間は、必要最小限のものとし、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間の範囲内とする。ただし、複数の所属を兼務する職員、一年の中途において勤務する所属を異動した職員及び一年の中途において採用された職員については、県職員の例による。

一 次号に掲げる職員以外の職員 一年につき三百六十時間かつ一箇月につき四十五時間

二 特定業務（他律的業務及び特定の時期に集中して発生する業務をいう。）の比重が高い所属に勤務する職員 一年につき七百二十時間かつ一箇月につき百時間未満（ただし、一箇月につき四十五時間を超えて正規の勤務時間外の時間に勤務することを命ずることができる月数は、一年につき六月以内に限り、一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間における一箇月当たりの平均時間が八十時間を超えない範囲に限る。）

3 前項の規定にかかわらず、管理者は、大規模な災害への対応及び公営企業の経営上特に重要な業務であつて、緊急に対応することが真にやむを得ないと管理者が認める業務に従事する職員に対しては、同項に定める時間を超えて正規の勤務時間外の時間に勤務することを命ずることができる。

4 管理者は、前項の規定により職員に対して正規の勤務時間外の時間に勤務すること

を命ずる場合は、当該勤務することを命ずる時間を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該勤務することを命じた日が属する年度の末日の翌日から起算して六月以内に、当該勤務に係る要因の整理及び分析並びに当該勤務の内容の検証を行わなければならない。

5 正規の勤務時間外に勤務を命ぜられた職員が病気その他やむを得ない理由により命令に従うことができないときは、速やかに所属長にその旨を届け出なければならない。第十二条に次の一項を加える。

8 管理者は、第一項から第三項までの規定による年次休暇が一の年において十日以上付与された職員に対して、労働基準法第三十九条第七項の規定により、職員の意見を聴取し、あらかじめ時季を定めて年次休暇を取得させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成三十一年八月三十一日までの間は、この規則による改正後の第十条第二項第二号中「五箇月の期間」とあるのは、「五箇月の期間（平成三十一年四月以降の期間に限る。）」と読み替えて同号の規定を適用する。